

# Luxury Card™ デポジット（保証金預託）カード会員特約

## 第1条（本特約の適用）

本特約は、株式会社アプラス（以下「当社」といいます。）がBlack Card I 株式会社と提携し、発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）に係る会員規約（以下「アプラスカード会員規約」といいます。）ならびにLuxury Card™ 法人決済用カード会員特約（以下「法人決済用特約」といいます。）のデポジット（保証金預託）に関する特約（以下「本特約」といいます。）として定めるものです。本特約で使用する用語の定義は、特に定めのある場合のほかは、アプラスカード会員規約ならびに法人決済用特約に準拠するものとします。

## 第2条（保証金の預託等）

(1) 本人会員（申込者を含む。以下同じ。）は、アプラスカード会員規約に基づく一切の債務の担保として、カードの利用可能枠を超えない範囲において当社が指定した額を保証金として当社へ預託するものとします。また、カードがLuxury Card™ 法人決済用カードの場合、支払受任者が、本人会員に代わり、支払受任者の口座から保証金を当社へ預託させるものとします。この場合、本人会員は、本人会員が代表者もしくは役員を務める法人、団体等または個人事業主である場合の個人事業者（以下「法人等」といいます。）において会社法等法令において要求される手続きによる承認を得ておくものとします。なお、保証金には利息を付さないものとします。(2) 本人会員は、前項の保証金を、当社が指定する方法により、当社が指定した期日までに預託し、または法人等をして支払受任者の口座から預託させるものとします。(3) 本人会員または法人等が、当社が指定した期日までに保証金の預託を行わない場合は、本人会員がカード申込みを取消したまたは当社がカード入会の承諾を取り消したもとして当社が取り扱うことに、本人会員は異議無いものとします。(4) 本人会員は、保証金返還請求権を、第三者に譲渡または質入れすることはできないものとし、法人等をして、第三者に譲渡させまたは質入れさせないものとします。

## 第3条（保証金の返還）

(1) 当社は、会員がアプラスカード会員規約第17条（1）または（2）のいずれかに該当した場合において、アプラスカード会員規約に基づく会員の当社に対する一切の債務が消滅していることを当社が確認した場合に限り、保証金を、アプラスカード会員規約第9条に定める本人会員の指定口座（以下「指定口座」といいます。なお、カードがLuxury Card™ 法人決済用カードの場合は、支払受任者の口座）に振り込む方法により返還するものとします。なお、カード契約後における指定口座もしくはは

支払受任者の口座の変更は、名義人の変更（法人等の場合は法人等名義の変更）を伴わないものに限るものとします。(2) 前項の定めに関わらず、アプラスカード会員規約に基づき本人会員が負担すべき債務が将来的に発生する可能性があるとして当社が判断した場合は、当社は当該可能性が消滅するまで、保証金の返還を留保することができるものとします。

#### **第4条（保証金による充当）**

(1) 当社は、当社の判断により、保証金を、アプラスカード会員規約に基づく一切の債務に充当することができるものとします。なお、本人会員は、保証金を、アプラスカード会員規約に基づく債務に充当することを、当社に請求できないものとします。(2) 保証金の充当によっても、未払債務を完済させるに足りない場合、本人会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても、本人会員は異議ないものとします。また、この場合、本人会員は、当該不足額を第2条第1項に準じて直ちに当社に支払うものとします。(3) 第1項により保証金を充当した後、残余の保証金が存在する場合には、当社は前条に準じて、当該残余金を指定口座もしくは支払受任者の口座に返還するものとします。

#### **第5条（アプラスカード会員規約第17条（2）の改定）**

アプラスカード会員規約第17条（2）に⑨として以下の内容を追加し、同⑨を同⑩に繰り下げるものとします。

「⑨当社へ預託している保証金に対して、差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立てまたは滞納処分がなされたとき。」

#### **第6条（本特約の優先）**

本特約とアプラスカード会員規約ならびに法人決済用特約において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約に定めのない事項についてはアプラスカード会員規約ならびに法人決済用特約の定めによるものとします。

